

入 札 心 得

北九州市が行う業務委託における入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は、事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 入札の準備

- (1) 見積に当たっては、仕様書等をよく確認してください。
- (2) 仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めてください。

2 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用し、日本語で記載してください。なお、金額については日本国通貨（円）によるものとします。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された回収金額1万円当たりの成功報酬金額により行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記入し、印鑑は本市に届出のものを押印してください。
- (4) 代理人が入札する場合には、入札者の氏名とその代理人であることの表示、当該代理人の住所・氏名の記入及び押印してください。
- (5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印してください。ただし、入札金額の訂正はできませんので、その場合は入札書を再作成してください。

3 入札の方法

- (1) 入札は、公告に示した日時及び場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないように十分注意してください。
- (2) 入札執行の場所に入札者以外の立入りはできません。

- (3) 入札者は、入札執行について、係員の指示に従ってください。
- (4) 入札者は、代表者本人又は代表者の代理人とし、代理人による入札を行う場合は、所定の委任状を提出してください。
- (5) 入札者が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。
- (6) 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 郵送による入札

- (1) 入札公告で示した期限までに指定した場所に郵送してください。
- (2) 入札書を「令和7年11月25日入札分入札書在中」と朱書きした封筒に入れ、必ず書留郵便により郵送してください。
- (3) 入札者は、代表者本人とします。

5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (3) 入札を辞退する場合は、その旨を、次のとおり申し出てください。
 - ア 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を都市整備局住宅部住宅管理課に直接又は郵便により提出すること。
 - イ 入札執行中にある場合は、所定の「入札辞退届」を入札担当係員に直接提出すること。
- (4) 入札仕様書等は早急に都市整備局住宅部住宅管理課に返却してください。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消しをします。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効となりますので、注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者が入札したとき。
- (3) 入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。

- (4) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (5) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は誤った業務名を記載したとき若しくは入札書の記載事項について判読できないとき。
- (6) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき、又は他人の代理人を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (8) 再度入札の場合、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
- (9) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (10) 入札者に要求される義務を履行しなかった者が入札したとき。
- (11) その他入札に際し不正の行為があったとき。
- (12) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (2) 代理人による入札で、委任状が不備のとき。

9 落札の決定

- (1) 北九州市契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

10 再度入札

- (1) 落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができません。

11 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。